

《BtoB プラットフォーム ID 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォームIDで利用できる各種サービス（以下「本利用サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本利用サービスを利用するものとします。

第1条（登録事項の変更）

乙は、本利用サービスに登録した企業名等の企業情報に変更が生じた場合は、自らの責任と負担でその内容を変更するものとし、当該変更に関して甲は一切の責任を負わないものとします。

第2条（データの保存）

甲は、本利用サービスを利用して行われた電子取引にかかる乙のデータを、当該データの作成日等から起算して12年間、保存するものとします。但し、本利用サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本利用サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本利用サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

第3条（BtoB プラットフォーム契約書サービスの利用）

1. 第2条の規定にかかわらず、甲は、乙が、本利用サービスのうち BtoB プラットフォーム契約書サービス（以下「本契約書サービス」といいます。）を利用して作成した契約書（以下「契約書」といいます。）のデータ（以下「契約書データ」といいます。）を、当該契約書の締結日から起算して12年経過後に削除できるものとします。但し、それ以前に本契約書サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本契約書サービスの提供終了時以降、乙の契約書データを削除できるものとします。なお、契約書データの添付データについては、甲は保存する義務を負わないものとします。
2. 乙は、契約書データのバックアップを自らの責任と負担において行うものとします。前項の理由による削除、又は天災、停電、テロ等の不可抗力により、契約書データが滅失又は毀損した場合、それにより乙が損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないものとします。
3. 乙は、本契約書サービスを利用して、他のサービス利用者（以下「他サービス利用者」といいます。）との合意事項を証跡として本契約書サービスに保存する場合、当該他サービス利用者が当該合意を為すための正当な権限を有していることを、事前に自らの責任と負担において確認するものとします。甲は、他のサービス利用者が当該権限を有していることを保証するものではないことを、乙は承諾するものとします。

4. 乙は、本契約書サービスの ID を使用して発行された電子証明書が契約名義人の電子署名の正当性を証明することが、本契約書サービスの運用の前提であることを充分認識の上、以下の事項を確約するものとします。

- (1) 本契約書サービスにおいて発行される電子証明書の正当性に疑義を生ぜしめるような電子署名が行われないよう、甲から付与された ID・PW に関して厳に管理し、その管理及び使用についての責任を負い、ID 又は PW の適切でない使用が為された場合を含め、乙の ID を使用して本契約書サービスにおいて発行された電子証明書が乙による電子署名を証明することにつき異議を唱えないこと。
- (2) 乙と取引を行う他サービス利用者が、甲から付与される ID・PW を使用して本契約書サービスにおいて行う電子署名が、当該他サービス利用者の正当な契約名義人による適切な電子署名となることを乙自らの責任と負担において確認し、当該契約名義人の正当性又は当該電子署名の適切性につき疑義が生じた場合、乙自らの責任と負担においてこれを解決すること。

【PFID-6】